

五島市監査委員公表第4号

平成20年度定期監査の結果に基づく措置について、五島市農業委員会会長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成21年6月2日

五島市監査委員 木戸庄吾
五島市監査委員 谷川 等

20五農委第555号
平成21年5月27日

五島市監査委員 木戸庄吾様
五島市監査委員 谷川 等様

五島市農業委員会
会長 小林茂俊

平成20年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成21年2月20日付20五監第453号による定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 監査の対象 農業委員会事務局（分室を除く。）

2 指摘事項及び講じた措置

（共通事項）

(6) 復命書について

ア 指摘事項

会議等の開催場所、開始時刻、終了時刻等が記載されていないものがある。旅行のてん末として、これらの事項についても記載すべきである。

イ 講じた措置

1件が終了時刻を記載していなかったので追記した。

(8) 補助金関係事務について

ア 指摘事項

補助金等の交付の目的、補助率または補助額、補助事業の内容等を定めていないものがある。要綱または伺い定めにより明らかにすべきである。

各種書類の様式誤り、書類の漏れ、計数誤りなど、補助金等の交付手続きにおいて不備が見受けられる。補助事業者を指導するとともに、

関係書類の審査においては、五島市補助金等交付規則その他関係例規を遵守し、適正に処理されたい。

イ 講じた措置

別紙「五島市農業者年金組織活性化事業費補助金交付要領」を制定した。

「玉之浦町農業者年金協議会」実績報告書のうち添付されていない領収書は確認した。

(個別事項)

(1) 補助金関係事務について

ア 指摘事項

農業者年金協議会等に対する補助金については、補助額の8割程度の繰越金が生じている。多額の繰越金が生じる補助金については、補助事業の内容等を吟味し、補助の必要性、補助額等について見直しを行うべきである。

イ 講じた措置

別紙「五島市農業者年金組織活性化事業費補助金交付要領」を制定し補助額を見直した。

五島市農業者年金組織活性化事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 市は、農業者の老後の生活安定及び福祉の向上を図るため、予算の定めるところにより、福江地区農業者年金受給者協議会、玉之浦町農業者年金協議会及び岐宿町農業者年金受給者協議会(以下これらを「協議会」という。)に対し、農業者年金組織活性化事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、五島市補助金等交付規則(平成16年五島市規則第44号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(経費及び補助額)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は各協議会の経費のうち、会議費、事務費、事業費及び負担金とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は、1団体72,000円を上限とする。

(申請書の提出期限)

第3条 規則第4条の規定による申請書の提出期限は、毎年度、協議会の総会終了後2月を経過した日とする。

(申請の取下げのできる期限)

第4条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

(変更の承認)

第5条 規則第11条第2項第1号の規定による変更の承認を受けようとするときは、農業者年金組織活性化事業変更承認申請書を提出して行うものとする。

2 規則第11条第2項第1号の別に定める軽微な変更は、補助額の20パーセント以内の増減とする。

(実績報告)

第6条 規則第13条第1項の規定による実績報告は、補助事業が完了した日(補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。)から起算して1月を経過した日又は補助事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに行うものとする。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、概算払の方法により交付するものとする。

附 則

(施行期日等)

この要領は、平成21年5月1日から施行し、平成21年度の予算に係る補助金から適用する。